

令和 3 年

## 第 5 回 三川町議会臨時会会議録

令和 3 年 11 月 29 日 開 会

令和 3 年 11 月 29 日 閉 会

三川町議会事務局

# 目 次

第 1 日                    11月29日(月)                    会議録第1号

会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
議第61号    三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定 について .....	3

## 令和3年第5回三川町議会臨時会会議録

1. 令和3年11月29日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員  
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員  
7番 鈴 木 重 行 議員 9番 町 野 昌 弘 議員 10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

8番 成 田 光 雄 議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋 藤 仁 志 議 会 事 務 局 長 飯 鉢 凜 書 記  
須 藤 達 也 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日            11月29日（月）      午前9時30分開会

    日程第 1            会議録署名議員の指名

    日程第 2            会期の決定

    日程第 3            議第61号      三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

○ 閉      会

○議長（佐藤栄市議員） ただいまから令和3年第5回三川町議会臨時会を開催します。

（午前 9時30分）

○議長（佐藤栄市議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番 小野寺正樹議員、2番 志田徳久議員、以上2名を指名します。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催していただいておりますので、その結果について、議会運営委員会副委員長の報告を求めます。3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る11月24日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本臨時会には、町長提案として条例の設定1件であり、会期については、本日1日間と決定を見たものであります。

なお、議事日程については、お手元に配布のとおりであり、本臨時会の進行が予定どおり終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいまの副委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第3、議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の一般職及び特別職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正いたしたく提案いたすものであります。

その改正の概要を申し上げますと、まず、一般職の職員については、期末手当を年間0.10月分引き下げるものであります。また、特別職の職員についても、期末手当に係る支給率を同様に引き下げ、技能労務職の職員については、規則において一般職の職員に準じて改正いたすものであります。

以上、ご説明申し上げますが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 所管の課長より補足説明を求めます。

黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） それでは、細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、事前に配布いたしました人事院の給与勧告の骨子及び山形県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要に基づき、この度の勧告のポイントについてご説明申し上げます。

まず、1ページの人事院勧告の骨子をご覧ください。

給与勧告の基本的な考え方は、経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与水準に準拠して定めることとしており、民間給与との格差に基づく給与改定を行うものであります。

その内容は、一般の職員の期末手当を、民間の支給割合との均衡を図るため、0.15月分を引き下げるとしたものであります。一方、月例給については、民間給与との格差が極めて小さいことから、月例給の改定は行わないとしたものであります。

次に、3ページ及び4ページの県の人事委員会の報告及び勧告の概要をご覧ください。

勧告の内容は、県内民間の支給状況を踏まえ、期末手当を0.10月分引き下げとするものの、月例給については、県内民間給与との格差が極めて小さいため、改定を行わないとするものであります。

以上が給与勧告のポイントであります。本町におきましては、地域の状況を勘案し、県人事委員会の勧告に準拠して改正するものであります。

続きまして、上程しております議案について、お配りしている新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、議案の第1条関係については、再任用職員以外の一般職の職員の期末手当について、12月期の支給月数を10/100引き下げるものであります。

次に、第2条関係については、令和4年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数の平準化に関する勧告があったことから、所要の改正をいたすものであります。

次に、第3条関係については、常勤特別職の職員の期末手当について、一般職の職員と同様に、12月期の支給月数を10/100引き下げるものであります。

次に、第4条関係については、令和4年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数の平準化を図るため、所要の改正をいたすものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤栄市議員）　これから質疑を行います。

6番　鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）　私から3点ほど質問させていただきますが、今回の人事委員会の考え方を受けて本町の給与改定を行うということについての基本的な考え方について否定するものではないんですけれども、まず最初に技術的な面について2点ほどなんです。今説明ありました新旧対照表、基本的に条例改正の場合は現行条例の文言をどういふ文言に改正するのかという形で議案として提案なるわけですが、第1条関係については問題ないんですけれども、問題は第2条と第4条の関係なんです。新旧対照表の左側に現行というように書いてあるもののここに表記してある117.5/100という数字については今回の議案の議決後に改定になる記述ではありませんか。これを現行という表現を行うということについては、いささか疑念を感じるところでありまして、本来であれば第2条それから第4条についての現

行の部分の率については127.5/100というように表記した上で、それで改定後には来年度の6月と12月については、それぞれが5/100ずつ引き下げて122.5になるんだということが本来あるべき改正文なのではなかろうかというように感じるということです、所見をお伺いします。

それから、今度新旧対照表でもいいんですけども第3条、第4条については特別職の給与改定なわけですが、通常議会に議案として提出する条例改正の場合は例規集に載っている条例の順序で提案するというのが、本来の筋だというように認識しています。であるならば一括して特別職と一般職の給与改定を提案するというのであれば、本来であれば特別職の給与改定を第1条、第2条に持ってきて、一般職を第3条、第4条に並べるのが本来であろうというように感じるということです。おそらくこれは特別職の給与の第2条に規定してある一般職の給与の例によるというところが引っかかってこういう順序になったと思うのですが、こういった考え方について提案しているのは庄内町なんです。庄内町も本日同じように議会で提案しているのですが、これについては第93号で一般職の職員給与を先に改定するんです。これが成立しないと特別職の改定ができないということで、提案号を変えて第94号で特別職の給与改定を行っております。これはもちろん正しいやり方なのですが、はたして三川町の一括で提案する場合、本来の並べ方に変えるべきではなかろうかというのが2点目の疑問でしたのでその所見をお願いします。

それから、内容的な部分についてもう1点、一般職についての改定ということで新旧対照表の1ページ目、第1条と第2条に係る話ですが、3項として再任用職員の支給率が表記してあるわけですが、72.5/100で支給する、これについては新旧変動なしということなのですが、山形県の方針によるものなのか、三川町独自なのか、といいますのは県内の他の市町村を見ますと、やはり同じように72.5から0.1引き下げる、来年度になれば5%ということで改定している市町村が多く散見されたものですから、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 3点ご質問があったうちの技術的な部分のお話の初めの新旧対照表の考え方ではありますが、新旧対照表の様式として左側に現行、いわゆる改正前という形で現行という表記を使って右側に改正したもの、溶け込みした後の形という形で従来から表記してきたところがあります。今言われたとおり第1条が成立した後の現行の部分ということで理解していただこうと、このような形で今までも従来から表記してきたところがありまして、正確に言えばその第1条が成立した後の現行の条例という形で読み替えていただきたいと思っていますところがございます。

それから2点目の条例の順序として本町においては今言われたとおり例規集の掲載順で原則改正条例の制定を行っているところでございます。今回の条例制定につきましてもその順序から言えば特別職の方が先に来てと一括の場合は、それが通常なんですけれども、改正の理由として人事院勧告、それから県人事院勧告等の準拠という形で一般職の職員給の改正理由を拠りどころとして改正している関係から、まずはその理由となる一般職の改正を先に

行ってその後に特別職に反映させるという形からこの条例改正については例規集の順序に寄らずに従来からこのような形で一括上程の場合も行ってきたところであります。庄内町のやり方といったこともお話ありましたけれども、それは町のそれぞれの形で皆さま方からご理解いただけるような形であれば、このような形で、一括上程スタイルで行ってきた経過がございますので、その辺理解いただきたいと思っておりますのでございます。

それから、3点目の再任用職員の支給率、これについては本町においては改正を行わなかったところがございます。これも各市町村で判断が分かれるところでございますが、本町の支給率については他の市町村と比べると低い水準にあるということで理解しているところでございまして、本町と同様の支給率となっているところもございますけれども、現在特に再任用職員、あるいは会計年度任用職員なども含めまして、その支給率については一般職と同様の措置を図ることが求められている状況となっております。こうした流れもありまして本町においては本年度については引き下げについては行わないと決定したところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 流れ的なものは十分分かるんですけども、こと条例改正の場合は現在の状態からどう変わるのかということろを厳密に考えるということでありまして、第1条の改正内容が議決なることを前提にしてそれを読み替えた形で第2条というようなことの気持ちも分かるんですけども、であるならば読み替え規定を、読み替えという制度を活用するとすれば、附則の方に読み替えの規定等を設けるなり、もう少し親切な対応が必要だったのではなかろうかというように感じるんです。つまりは第2条だけ見ますと一旦下がった支給率を引き上げするというように、流れの分からない方から見れば、議案は公表されるわけですから流れの分からない方から見れば、引き上げするのかという形で誤解を招く表現になるのではなかろうかというように感じたところです。主旨としては理解できましたので答弁は必要ございません。

それから、再任用についてそのまま据え置くということについては十分理解できる場所ですが、ただ私が昨日いろいろ検索した状況を見ますと他の県外の市町村は引き下げを行っているというような状況がありましたものですから、その辺について誤解を招かないような対応をお願いできればと思います。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは私の方から質問させていただきますが、一時金の削減について反対するつもりはありませんが、町職員についてコロナ禍の中自分の仕事の他にも業務が増えている現状にあり、中には代休もとれない状態に陥っている職員もいると聞いております。せめて職員の給料等の処遇改善を行いモチベーションの下がらない体制づくりをお願いしたいと思います。以上です。

○説明員（黒田 浩総務課長） 職員の給与については年間を通じた取り扱いが原則でございますので、そういった形で人事院勧告、県人事委員会等の勧告に基づいて年間給与の水準を設定しているということで、ご理解いただけているものと考えております。そういった特別



なコロナ対応等職員については十分そういった振替等の制度を活用しながら周りのサポート、特に課全体あるいは職場全体で支えるような形で振替等がとりやすい環境を目指してまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第61号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。  
これをもって、令和3年第5回三川町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 9時52分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

令和3年11月29日

三川町議会議長

三川町議会議員 1番

三川町議会議員 2番